

## 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

岩手県花巻市長 宛  令和      年      月      日 提出	申請者 (特別徴収義務者)	フリガナ						特別徴収義務者 指 定 番 号	課 係  氏名  TEL
		名 称 ( 氏 名 )						この届出書に 応答される方 ( 担 当 者 )	
個人番号 又は法人番号									
所在地	〒								
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認方を申請します。ただし、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなったときや、その他納期の特例の要件を欠くこととなったときは、遅延なくその旨を届け出ます。									
特例の適用を受けようとする 特別徴収税額	令和                      年度                      月分以降の特別徴収税額								
申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員および各月の支払金額 ※臨時勤務者分がある場合については、正社員分とは別にして2段書き（上段に記載）してください。	年      月	外 人 人	外 人 人	円 円	年      月	外 人 人	外 人 人	円 円	
	年      月	外 人 人	外 人 人	円 円	年      月	外 人 人	外 人 人	円 円	
	年      月	外 人 人	外 人 人	円 円	年      月	外 人 人	外 人 人	円 円	
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納付遅滞の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものであるときは、その理由の詳細									
申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	年                      月                      日								

### 注意事項

1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満（臨時勤務者を除く）である場合、この特例の適用を受けることができます。
2. この特例の承認を受けた場合には、6月分から11月分までを12月10日まで、12月分から5月分までを翌年6月10日までの年2回に分けて納入することになります。（10日が土曜、日曜及び祝日の場合は、金融機関等の翌営業日になります）
3. 滞納や著しい納入遅延があるようなものについては、この特例の承認を受けられないことがあります。